

CSVサーベイランスネットワーク 会則

第1条 名称

本会は「CSVサーベイランスネットワーク」（以下本会）と称し、英文表記は、CSV SURVEILLANCE NETWORK) とする。

第2条 目的

本会は、CSVをテーマとした先進事例の情報収集と発信、産学官ネットワークの構築、企業アライアンスによるCSV事業の展開支援の活動を推進し、CSVをテーマとした新たなビジネスモデル開発と広く社会にCSVの概念の普及啓発を行い、社会的な理解促進とムーブメントづくりを行う。

第3条 組織、事務局

本会は、株式会社JTBコーポレートセールスと会員からなる任意の組織とし、JTBコーポレートセールスが運営にあたる。本会の運営、活動を円滑に推進するため、事務局を設置する。

第4条 座長（ファシリテータ）

- 本会座長は会を代表し統括する。
- 2.座長はJTB法人東京が任命する。

第5条 会員資格

本会の会員資格は、本会の趣旨に賛同する企業とし、会則に同意した上で会員登録をし、年会費を払い込むことによって会員資格を得る。

- 2.会員が本会の名誉を傷つける行為を行ったり、会則や公序良俗に反したりするなど、本会員として不適当であると事務局および座長が認めた時は、会員の登録を抹消することができる。

第6条 入退会

本会の会員になろうとするものは、会員登録申込書を事務局に提出し、座長の承認を得なければならない。

- 2.会員は、退会しようとする時は、事前にその旨を書面で事務局宛に届け出なければならない。
- 3.退会は会員の自由意思による。ただし年度途中で退会した場合、年会費の払い戻しはしない。

第7条 会費

会員は、本会の運営に要する経費を負担するために、年会費として30万円（消費税込）を事務局に支払うものとする。

- 2.年会費の納入は年1回とし、毎年度5月末日までに全額納入しなければならない。但し、新規会員については以下の入会時期に対応する会費を入会が認められた日から30日以内に支払うものとする。

入会時期	納入金額
4月～9月	30万円
10月～翌3月	15万円

第8条 活動

第2条の目的を達成するため、本会は以下の活動を行う。

- (1) CSV先進事例の収集・会員企業との共有・現地視察
- (2) CSVに関わる官公庁、地方自治体、大学、NPO等とのキーマンネットワーク構築
- (3) CSV事業のビジネスモデル開発・コンサルティング
- (4) CSVに関する書籍・雑誌・インターネット等による戦略的広報
- (5) CSVに関するシンポジウム、講演会、セミナー等による社会啓発

第9条 事業年度

事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条 会計報告

事務局は、事業年度終了後2ヶ月以内に、前年度の会計報告を作成し、会員に開示する。

第11条 議事録・活動記録

事務局は、会の諸活動について議事録・活動記録を作成し、会員と共有する。

第12条 成果の共有・公開

会員は本会の諸活動によって得られた成果について、本会で共有する。

- 2.会員は本会の諸活動によって得られた成果を外部に公表することができる。
- 3.本会は会員の合意を得た後、その成果を本会の成果として外部に公表することができる。

第13条 内部情報の無断流出の禁止

JTBコーポレートセールスならびに事務局は、本会を通じて知り得た本会会員の内部情報を当該会員に無断で第三者に提供してはならない。

- 2.本会会員は、本会を通じて知り得た他の会員の内部情報を当該会員および本会事務局に無断で第三者に提供してはならない。

第14条 会則の改定

会則の改定は、事務局がこれを起案し、JTBコーポレートセールスの承認を経て発効する。

2012年4月10日 制定

2013年1月10日 改定